

感染症にかかった場合の登園のめやすについて

お子様が感染症にかかった場合、保育所では、周囲への感染拡大防止の視点から、学校保健安全法の出席停止期間に準じた登園基準に従っています。体調が回復し登園する際には、この基準に従って登園をお願い致します。

まずは病院を受診して感染症の診断があった場合、登園のめやすについて医師にご確認ください。

下記の治癒証明書は保護者の方の記載で差し支えありません。受診の際に医師に診断された病名と登園のめやすを記入して、登園の際にご持参ください。内服が処方された場合には、薬局で頂いた「**おくすり説明書**」をこの用紙に添えて、園にご提出ください。

★おもな感染症★

麻疹（はしか）	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	咽頭結膜炎（プール熱）
髄膜炎菌性髄膜炎	肺炎球菌	風疹（3日はしか）
マイコプラズマ肺炎	水痘（水ぼうそう）	急性出血性結膜炎
百日咳	インフルエンザ	溶連菌感染症
感染性胃腸炎（嘔吐下痢症・お腹の風邪を含む）	新型コロナウイルス感染症	ヘルパンギーナ
腸管出血性大腸菌感染症（O-157他）	結核	肝炎
		…など

かかりつけ医 様

今回診断された病気が改善され、集団生活において、他の園児に感染するおそれなくなる「登園のめやす」について、保護者の方にお伝えいただきたいと存じます。

お手数ですが、よろしくお願い致します。

キリトリせん

治癒証明書(登園のめやす)

高知聖園マリア園 () 組 園児名 _____

・病名 _____

・登園のめやす（登園可能となる時期）

(診断日)

受診日：令和 年 月 日

病院名

医師名 _____